○法務省告示第三百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十二日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［同上］

名称	所在地	実習内容
株式会社三晄プレコンシステム	北海道札幌市豊平区月寒中央通一丁目二番十四号	鉄筋施工
有限会社山本技建	北海道旭川市末広三条二丁目一番地の十二	とび
株式会社杉内工務店	群馬県伊勢崎市中央町二十一番二十号	建築大工
株式会社中川	群馬県伊勢崎市寿町百三十七番地四	かわらぶき

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十二日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　対象となる者　平成二十九年九月二十五日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者	二　対象となる者　平成二十六年九月二十五日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

附　則

この告示は、平成二十九年九月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。